平成２３年（フ）第８６号
山口県周南市鶴見台１丁目３番２号
債務者　三木　武彦
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１５０８号
名古屋市瑞穂区新開町24番119号　市営南新開荘４棟206号
債務者　二村久美子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５４７号
愛知県尾張旭市東栄町４丁目６番地４　シーアイマンション三郷弐番館1207号
債務者　焼肉ＮＯＡＨノアこと　董　　勝卿
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５４８号
愛知県尾張旭市東栄町４丁目６番地４　シーアイマンション三郷弐番館1207号
債務者　韓国料理店ホドリこと　**尭**　　明**禧**
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６５号
山口県防府市自由ケ丘４丁目16番８号
債務者　古村　知可
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９６号
山口市小郡下郷510番地１　サンハイツ森重101号
債務者　山田佳代子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
山口県防府市大字田島1422番地の60　マツダ田島社宅Ｃ106、旧住所山口県下関市彦島杉田町１丁目８番24号
債務者　石井　克弥
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２号
岩手県奥州市水沢区字桜川66番地12　石田住宅５号棟４－２号
債務者　遠藤　美幸
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第４４号
岩手県奥州市水沢区久田51番地　幸荘Ａ－７、住民票上の住所岩手県奥州市水沢区字寺領32番地４
債務者　及川加奈恵
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第４５号
岩手県奥州市水沢区真城字中崎106番地７
石坂方
債務者　鈴木　健一
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第１３６号
福島県いわき市植田町南町２丁目６番地の７北浜ハイツ301
債務者　駒木根成子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第５４０号
埼玉県上尾市大字上1233番地15、旧住所埼玉県上尾市春日１丁目29番地13　ヴァンベール上尾Ⅲ－204
債務者　野本　道子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４４６号
埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目11番７号　ブルースカイＡ101
債務者　新美　美紀
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４６９号
埼玉県川越市岸町１丁目45番地６　リュール川越507号室、前住所埼玉県川越市岸町３丁目12番地１　クリスタルパレス川越103号室
債務者　南雲カズ子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５０６号
埼玉県川越市大字木野目243番地１
債務者　久々宇　創
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５２７号
埼玉県ふじみ野市西１丁目１番12号　永倉ハイツ105号
債務者　今田　保幸
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４０６９号
大阪市住吉区長居４丁目１番Ｂ－904号、申立時の住所大阪市住之江区南加賀屋４丁目９番24号　サンバリュージュ102
債務者　伊藤　裕一
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部